

児猿楽金春追考 付 正徹の東院入来記録

— 応永二十八年十月の記録から —

江口文恵

以前、『鎮仙』五二六号(二〇〇四年九月)で「応永三十一年八条坊門勸進猿楽 — 児役者金春の評判 —」を執筆させていただき、金春禅竹(二四〇五〜一四七〇?)の若年期の活動記録について考察した。本稿はその続編に相当するものである。

興福寺の最大行事の一つに維摩会がある。維摩経を講説する法会で、延年や風流などの諸芸能も行われる盛大な行事であるが、結願までの七日間(通常十月十日〜十六日)の催しに大和猿楽が参加する記事は見当たらない。大和猿楽は同時期に行われる多武峰維摩八講会に付随する神事、多武峰八講猿楽に参勤する義務があり、それについては表章氏『大和猿楽史参究』(二〇〇五年、岩波書店)に詳しい。それに對し、興福寺維摩会の場合は維摩会自体と猿楽はあまり関係のないものと言える。但し、興福寺維摩会では維摩会結願後に講師しなぐさ翫みとして講師の僧を慰勞する催しを行う。この講師翫みに大和猿楽が呼ばれ、猿楽が催される記事は興福寺関係の諸記録に散見する。

応永二十八年(一四二二)十月十日〜十六日に行われた興福寺維摩会では、東北院の光円(裏松重光子息。後の法隆寺別当俊円)が講師をつとめている。光円がこの時の維摩会の詳細を記録した『応永廿八年維摩會講師房引付』が現存する。能勢朝次氏『能楽源流考』(一九三八年、岩波書店)にも所掲の文献であり、松尾恒一氏『延年の芸能史的研究』(一九九九年、岩田書院)にその全文が翻刻されている。この引付の末尾近くに「于時応永廿八年大會遂行已後、為近例存知古跡（音）三潤色加且記之、不能委細、追能々可有清定矣」として、大会結願(十月十六日)以後に行われた講師翫みの記録が見える(引用本文は松尾氏の翻刻を使用するが、便宜上私に句読点を付した)。

一、十月十八日於東北院御庭、御門徒老若六十余人之沙汰、猿楽兒金晴仰テ為御翫終日令盡藝能、未曾有之見物也、緑物二千疋下行、御一獻色代一千余疋入訖。

一、上童装束、為佛地院之御計二具悉皆金晴被下訖。

大会結願の二日後、十月十八日に講師翫みの猿楽が光円の属する東北院の庭で行われたとある。傍線部を付した「猿楽兒金晴」が芸能を行ったとあるが、これは恐らく当時十七歳の金春禅竹であろう。これまでは以前拙稿でも取り上げた東寺百合文書「廿一口方評定引付」の応永三十一年の記事が禅竹(当時二十歳)の記録上の初出と思われるが、今回紹介した記事はそれよりも三年早く、禅竹が十代の頃から活動していたことがわかる重要な記録と言えよう。

また、「兒」とあるので、応永二十八年時に禅竹が元服前であることがわかる。これは『廿一口方評定引付』応永三十一年二月二十三日条に「…今春大夫（音）、勸進猿楽沙汰之由、風聞之由、名人之間…」とあるように、禅竹が二十歳頃まで元服していなかった記録とも符合する。さらに「未曾有之見物也」からは多くの観衆を集めたことが窺い知れ、禅竹が若い頃から人気役者であった可能性も考えられる。

第二条では、維摩会で上童が着用した装束が金春に下されたとある。類似する記録が文明七年(一四七五)十二月十五日〜二十一日の興福寺維摩会後に行われた講師翫猿楽である。『尋尊大僧正記』七十七、文明七年十二月二十八日条(統史料大成による)によると、

一 御坊中より講師翫在之、法生大夫藝能也、御坊中裏頭也、

とあり、結願から七日後の十二月二十八日に講師翫猿楽が行われ、宝生大夫が召し出されている。同じく『尋尊大僧正記』の七十八、尋尊がこの文明七年維摩会についてまとめて記

録した『文明七年維摩會講師方條々』の同日条には、

- 一 猿楽在之、法生大夫先日上童装束給之、
- 一同息絹一疋給之、

とあり、宝生大夫に上童装束が、その子息に絹がそれぞれ下されたとある。役者に装束や布を与える行為は、春日若宮祭の田楽装束賜りや、貴人が禄物とは別に褒美として与えるなど珍しくないものだが、興福寺維摩會の講師旣猿楽では法会で着用の装束を与えていたようである。

金春に下行された上童の装束については、『応永廿八年維摩會講師房引付』の「第十装束等記」より詳細がわかる。関係箇所のみ引用する。

- 一、上童 狩衣二具狩衣 知通遠之 衣 指貫二具 大口 衣二 強帷二 落入二具分 金帯一 五節扇一本スズキ 基結三タミミ 鼻紙タミ 白皮タヒ沓
- 一具狩衣金乱ハモヨキ 指貫赤地ノキ 衣コシメツ
- 自初日至第六日被着之訖。佛地院僧正御坊御助成云々。
- 一具狩衣赤地金爛マヤ 指貫 黒地、シンス掛物 衣青練貫 自勅使坊等入御至結日被用之。本家裏松殿助成云々。
- 下着小袖五織物等 自御臺、御所、御助成云々。(以下略)

興福寺維摩會では初日から第六日まで、そして勅使入御以降から結願までとそれぞれ装束を替えることになっている。前者の上童装束を用意した「佛地院」は法隆寺別当の孝俊僧正である。先に掲げた十月十八日の記録第二

条に「為佛地院之御計」とある通り、この佛地院のはからいで装束が金春に下されている。ちなみに後者を用意した「裏松殿」は裏松義資で、紹介資料「応永廿八年維摩會講師房引付」の著者光円の子である。弟が講師をつとめたことと関係があるのだろう。

次に別の興福寺関連資料を検討したい。明德く応永年間に興福寺東院の歴代院主が書き留めた記録「東院毎日雑々記」は、能作者井阿弥の動向を伝える記事があることでも知られている(天野文雄氏「井阿弥をめぐる二三の問題」『日本文学誌要』五七号)。この資料の「応永二十八年十月十八日条を引用する(本文は興福寺所蔵本の写しである東京大学史料編纂所蔵本を翻刻し、句点を施した)。

十八日申戌 観音勤行。於東北院講師旣猿楽有之。石鶴盡芸能。依召請罷向見物了。東北院で「講師旣猿楽」が行われたことがこの資料からもわかる。「依召請罷向見物了」とあるので、東院の院主も呼ばれて見物したのであろう。

しかし「石鶴盡芸能」とあるように、禅竹ではなく「石鶴」なる人物が芸能(猿楽)を行ったとある。「石鶴」は「金春」もしくは「金晴」「今春」などの誤写とは考えにくく、禅竹とは別の人物と考えるのが妥当だが、この人名は今のところ他に管見に入らない。「いしづる」もしくは「せきづる」などと読むべきであろうか。「しやくづる」と読んで「申楽談儀」に見える面打ち「赤鶴」に関連づけたい気もする。同書第二十二條「面のこと」に「近江には、赤鶴ルガク也、鬼の面の上手也。」とあり、近江の者

である。芸能者「石鶴」は金春座などの四座の役者かどうかは疑わしく、田楽法師に「石松」「佳鶴」など類似名の例があるが、田楽法師が猿楽を舞ったとすれば「田楽石鶴」などと書くであろう。金春座と近江の地については、文正元年(一四六〇)閏二月に近江坂本で金春大夫(元氏)の勸進猿楽があり、元氏の父である禅竹も参加するなど、何らかの縁があったらしく、「石鶴」赤鶴ルガク説は一概に捨てがたい。なお後考に俟ちたい。

さて、『東院毎日雑々記』には、本稿で取り上げた講師旣猿楽の翌日、十月十九日条に次のような記事がある。

十九日酉 忌日勤行。徹書記入来。一献勸之。

傍線を付した「徹書記」とは、当時東福寺の書記で、歌人としても有名な正徹(一三八一〜一四五九)のことであり、興福寺東院を訪れた記事である。同月二十一条にも「雑紙十束遣徹書記方」とあり、その名が見える。この正徹は金春禅竹と交流があったことが先行研究により知られている。当該記事では残念ながら両者はすれ違いのようで、今回の論旨との直接関係はないのだが、稲田利徳氏『正徹の研究 中世歌人研究』(一九七八年、笠間書院)所収「正徹年表」にも見えない記事で、わずかながら正徹の動向を伝える資料として紹介しておく。

なお『東院毎日雑々記』を引用するに際し、興福寺ならびに東京大学史料編纂所の御助力を得た。末筆ながら御礼申し上げる。
(早稲田大学演劇博物館 G C O E R A)